

介護保険施設への管理栄養士複数配置促進に向けた働きかけについて

この書面は、令和3年度介護報酬改定を受け加算を取得し、より一層丁寧な栄養ケアを実施するために、就業中の管理栄養士自らが、施設内で管理栄養士の複数配置（管理栄養士の増員）を、所属長や採用担当者の皆様に働きかける際の見本として作成しました。令和3年度介護報酬改定のポイントと栄養関連加算の試算について、各施設にあてはめて説明できるようになっています。収支状況や人員等について、適宜修正のうえご活用ください。

●目次

- ・介護保険施設への管理栄養士複数配置促進に向けた働きかけについて（P.1）
- ・見本例（P.2）
- ・管理栄養士を常勤で1名増とした場合に見込める5つのメリット（P.3）
- ・当施設における栄養関連業務の内容と、栄養関連加算の概要（P.4）
- ・当施設における令和3年度の栄養関連加算の算定状況（P.5）
- ・栄養マネジメント強化加算の算定要件（P.5）
- ・管理栄養士の人員数の算出法（P.6）
- ・当施設で管理栄養士を1名増員した場合の収入試算（P.7）
- ・まとめ（P.7）
- ・参考資料（P.8）
- ・本取組についてのお問い合わせ（P.8）

また、「令和3年度介護報酬改定の内容を改めて見直したい」、「算定基準からの栄養関連加算の試算をもっとよく知りたい」という場合は、日本栄養士会ホームページに厚生労働省の担当官が解説する、算定基準からの栄養関連加算の試算を施設別でまとめた動画が掲載されていますのでご確認ください。もちろん、所属長や採用担当者の皆様に理解を深めていただくため、動画をご一緒に視聴いただくことも可能です。

- 動画でみる、厚生労働省の担当官が介護報酬改定（栄養関連）をわかりやすく解説！
算定基準からの試算も座談会でお話しします

URL：<https://www.dietitian.or.jp/news/information/2021/290.html>

【見本例】

令和4年〇月〇日

施設名 ○○○○
施設長 ○○ ○○様

栄養課 管理栄養士 ○○ ○○

管理栄養士の複数配置促進に向けた働きかけについて（お願い）

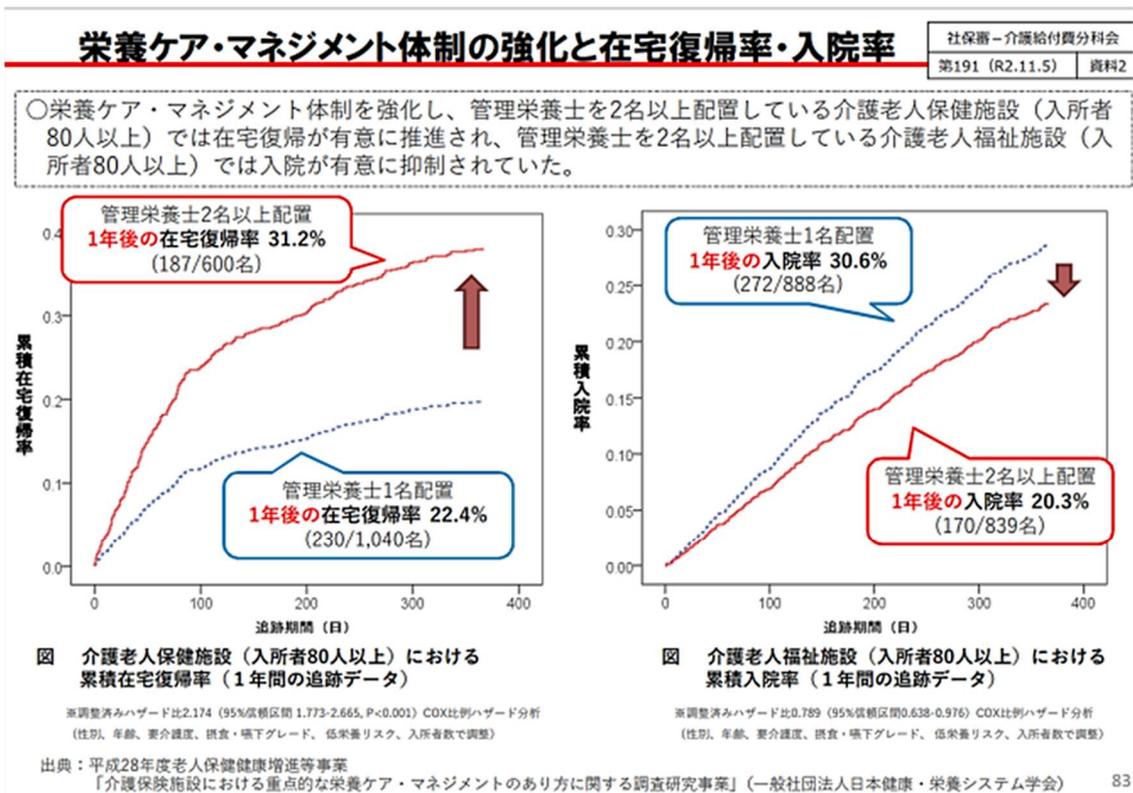
令和3年度介護報酬改定により栄養管理は基本サービスに包括化され、未実施の場合はこれまでの栄養マネジメント加算（14単位/日）に相当する単位での減算が位置付けられました。

さらに、丁寧な栄養ケアの実施を目的に「栄養マネジメント強化加算（11単位/日）」が新設されましたが、当施設においては算定をするための要件である管理栄養士の人数が足りず、算定できない状態です。

当施設においても、管理栄養士を複数配置していただければ、丁寧な栄養ケアが実施でき、重度化防止や自立支援の推進ができます。さらには、加算算定による増収も見込まれますので、ぜひとも管理栄養士の増員をご検討いただけますようお願い申し上げます。

●管理栄養士を常勤で1名増とした場合に見込める5つのメリット

- ① 栄養マネジメント強化加算の算定が可能となり、余剰の人員で通所系サービスや居宅系サービスの加算算定も可能となります。
- ② 丁寧な栄養ケアが可能となるため、経口維持加算等の算定率が上がります。
- ③ これまでより大幅な増収が見込めます。
- ④ 入所者に関わる機会が多くなるため、入所者の満足度がアップします。
- ⑤ 栄養マネジメント強化加算算定により、在宅復帰率が高まり入院率の低下（下図）が期待できます。



※厚生労働省第191回介護給付費分科会資料2より引用

●当施設における栄養関連業務の内容と、栄養関連加算の概要

現在、当施設では、定員〇〇名の入所者に対し1名の管理栄養士が常勤雇用されており、食事提供を中心とする給食管理業務（献立作成、発注、調理指示、衛生管理、特定給食施設の帳票整理等）と栄養管理（個別の栄養スクリーニング・アセスメント・栄養ケア計画・モニタリング、各種委員会参加等）を行っています。

令和3年度介護報酬改定では、施設基準に栄養管理が包括化され、栄養ケア・マネジメント未実施の場合は14単位/日（これまでの栄養マネジメント加算と同単位）の減算となりました（①）。そして、「**栄養マネジメント強化加算（11単位/日）**」が新設されました（②）。

■施設サービスにおける栄養関連加算（新旧比較表）

| JDA （～令和2年度） | （令和3年度～） |
|--|--|
| 施設サービスにおける栄養関連加算（新旧比較表） | |
| 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、 介護老人保健施設、介護療養型医療施設（一部除く）、介護医療院 | |
| ※赤字は変更点 | |
| <p>【基準】栄養士を1以上配置</p> <p>【報酬】 栄養マネジメント加算 14単位/日 なし 低栄養リスク改善加算* 300単位/月 経口維持加算*（Ⅰ、Ⅱ）（Ⅰ：400単位/月、Ⅱ：100単位/月）</p> <p>経口移行加算* 28単位/日（180日） 再入所時栄養連携加算* 400単位/回 療養食加算 6単位/食</p> <p>*栄養マネジメント加算を算定していること。</p> | <p>【基準】栄養士又は管理栄養士を1以上配置 栄養ケア・マネジメントの未実施</p> <p>① ▲14単位/日減算（3年の経過措置あり）</p> <p>【報酬】 廃止 栄養マネジメント強化加算 11単位/日（新設） 廃止 経口維持加算*（Ⅰ、Ⅱ）（Ⅰ：400単位/月、Ⅱ：100単位/月） ※原則6月とする算定期間の要件を廃止</p> <p>経口移行加算* 28単位/日（180日） 再入所時栄養連携加算* 200単位/回 療養食加算 6単位/食</p> <p>*栄養ケア・マネジメントを未実施の場合は算定できない。</p> |

※日本栄養士会作成資料

●当施設における令和3年度の栄養関連加算の算定状況

下の表は、当施設において令和3年度に算定された栄養関連加算とその収益です。

【記入例】

(注) 使用の際には、算定額や計算式の部分は各施設の数字を記入してください。

| 加算名 | 単位 | 算定額 (円/年) | 計算式 |
|--------------|----------|-----------|-----------------------|
| 栄養マネジメント強化加算 | 11 単位/日 | 0 | 11 単位×10 円×0 人/年 |
| 経口移行加算 | 28 単位/日 | 0 | |
| 経口維持加算 (Ⅰ) | 400 単位/月 | 0 | |
| 経口維持加算 (Ⅱ) | 100 単位/月 | 0 | |
| 再入所時栄養連携加算 | 200 単位/回 | 0 | |
| 療養食加算 | 6 単位/食 | 722, 700 | 6 単位×10 円×11 人×1095 食 |
| 合計 | | 722, 700 | |

※日本栄養士会作成資料

●栄養マネジメント強化加算の算定要件

これは、厚生労働省の「令和3年度介護報酬改定の主な事項」からの引用です。介護保険施設における栄養ケア・マネジメントの取り組みを一層強化する観点から、栄養マネジメント強化加算が新設されました。赤の破線部分は栄養マネジメント強化加算の算定要件です。

| 3. (1)⑮ 施設系サービスにおける栄養ケア・マネジメントの充実 | |
|---|--|
| 概要 | 【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設（一部除く）、介護医療院】 |
| ○ 介護保険施設における栄養ケア・マネジメントの取組を一層強化する観点から、栄養マネジメント加算等の見直しを行う。【省令改正、告示改正】 | |
| 単位数 | |
| < 現行 > 栄養マネジメント加算 14 単位/日 なし 低栄養リスク改善加算 300 単位/月 経口維持加算 400 単位/月 | ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ |
| < 改定後 > 廃止 栄養ケア・マネジメントの未実施 14 単位/日減算 (新設) (3 年の経過措置期間を設ける) 栄養マネジメント強化加算 11 単位/日 (新設) 廃止 変更なし | |
| 基準・算定要件等 | |
| < 運営基準 (省令) > ○ (現行) 栄養士を 1 以上配置 → (改定後) 栄養士又は管理栄養士を 1 以上配置。 ○ 栄養マネジメント加算の要件を包括化することを踏まえ、「入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない」ことを規定。(3 年の経過措置期間を設ける) | |
| < 栄養マネジメント強化加算 > ○ 管理栄養士を常勤換算方式で入所者の数を 50 (施設に常勤栄養士を 1 人以上配置し、給食管理を行っている場合は 70) で除して得た数以上配置すること ○ 低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、医師、管理栄養士、看護師等が共同して作成した、栄養ケア計画に従い、食事の観察 (ミールラウンド) を週 3 回以上行い、入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施すること ○ 低栄養状態のリスクが低い入所者にも、食事の際に変化を把握し、問題がある場合は、早期に対応すること ○ 入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たって、当該情報その他継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。 | |
| < 経口維持加算 > ○ 原則 6 月とする算定期間の要件を廃止する | |

87

※厚生労働省令和3年度介護報酬改定の主な事項より引用

●管理栄養士の人員数の算出法

(施設に管理栄養士のみ配置の場合)

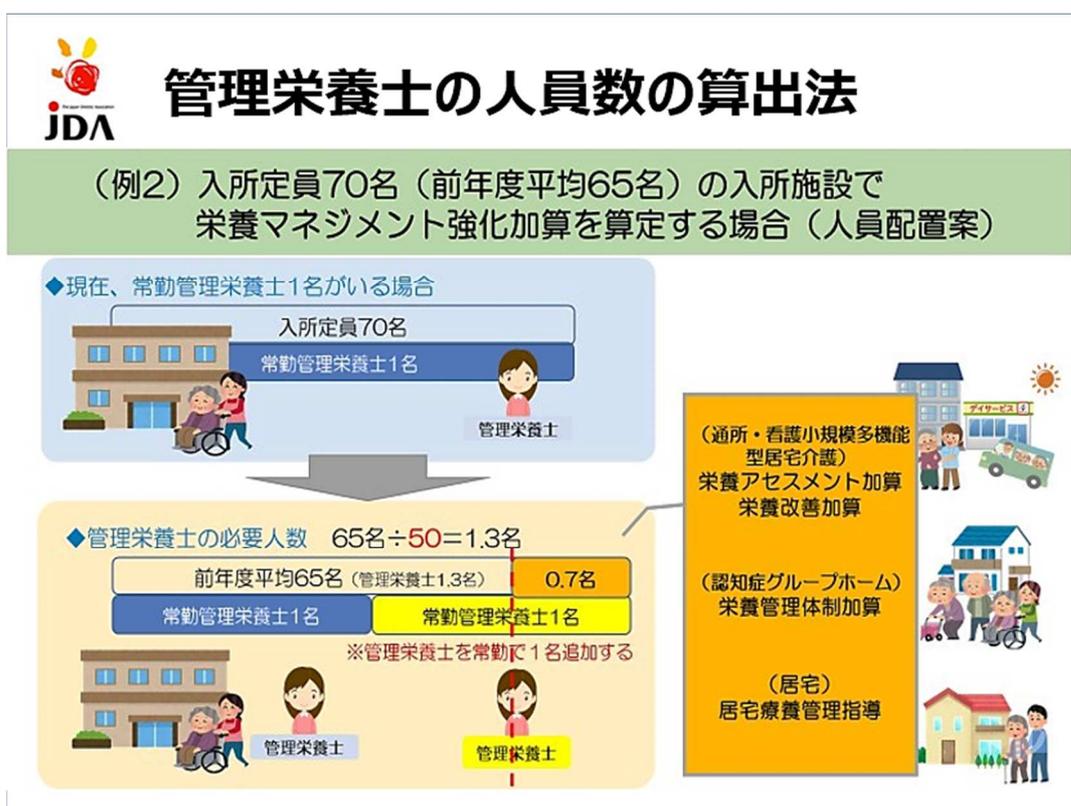
・前年度の平均入所者数を50で除して出た数値が管理栄養士の人員数となります。(小数点第2位以下を切り上げる。)

※当該算出にあたり、調理業務の委託先において配置される管理栄養士・栄養士の数を含むことはできないこと。

・例えば下図のように、65名÷50=1.3名の場合に

常勤管理栄養士を2名雇用すると栄養マネジメント強化加算が算定できます。

2名-1.3名=0.7名は(通所・看護小規模多機能型居宅介護)栄養アセスメント加算、栄養改善加算、(認知症グループホーム)栄養管理体制加算、(居宅)居宅療養管理指導の算定に関わることができます。



※日本栄養士会作成資料

●当施設で管理栄養士を1名増員した場合の収入試算

当施設における1年間の試算は次の通りです。

管理栄養士が1名増員されると、丁寧な栄養ケアを実施することができ、前年度比8倍の収入増が見込まれます。

【新規算定】栄養マネジメント強化加算（平均入所者63人）

【新規算定】経口維持加算（Ⅰ）（算定予定30人）

【新規算定】再入所時栄養連携加算（算定予定5人）

【算定拡大】療養食加算（算定予定11人→30人）

【記入例】

（注）使用の際には、算定額や計算式の部分は各施設の数字を記入してください。

| 加算名 | 単位 | 算定額 (円/年) | 計算式 |
|--------------|---------|------------------|--------------------|
| 栄養マネジメント強化加算 | 11単位/日 | 2,530,000 | 11単位×10円×23,000人/年 |
| 経口移行加算 | 28単位/日 | 0 | 28単位×10円×0人×180日 |
| 経口維持加算（Ⅰ） | 400単位/月 | 1,440,000 | 400単位×10円×30人×12月 |
| 経口維持加算（Ⅱ） | 100単位/月 | 0 | 100単位×10円×0人×12月 |
| 再入所時栄養連携加算 | 200単位/回 | 10,000 | 200単位×10円×5人 |
| 療養食加算 | 6単位/食 | 1,971,000 | 6単位×10円×30人×1095食 |
| 合計 | | 5,951,000 | |

※日本栄養士会作成資料

●まとめ

- ・自分の思い（やる気）を自分の言葉で書いてください。

これらのことから、常勤管理栄養士1名の増員をご検討いただきたくお願い申し上げます。

●参考資料

「令和3年度介護報酬改定の内容を改めて見直したい」、「算定基準からの栄養関連加算の試算をもっとよく知りたい」という場合は、日本栄養士会ホームページに厚生労働省の担当官が解説、算定基準からの栄養関連加算の試算を施設別でまとめた動画が掲載されていますのでご確認ください。

- 動画でみる、厚生労働省の担当官が介護報酬改定（栄養関連）をわかりやすく解説！
算定基準からの試算も座談会でお話します

URL : <https://www.dietitian.or.jp/news/information/2021/290.html>

[本取組についてのお問い合わせ]

公益社団法人 日本栄養士会 事務局 紺野・石倉
〒105-0004 東京都港区新橋 5-13-5 新橋 MCV ビル 6 階
電話番号 : 03-5425-6555
e-mail : jigyou-ka@dietitian.or.jp